

## 第2章 千葉県文化芸術を取り巻く現状と課題

### 1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

平成23年3月の東日本大震災の発生後、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティ再生のきっかけとなるなど、文化芸術の果たす役割が再認識されました。

これは、令和元年房総半島台風や、同年10月の大雨によって県内各地が甚大な被害を受けた際も同様であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が不自由な生活を強いられる状況下では、一人一人に心の癒しや感動、生きる活力を与え、人と人を結び付けることにより地域社会のつながりを形成する文化芸術の必要性が一層高まっています。

その一方で、令和元年度に県が実施したアンケート調査の結果からは、子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実が求められていることや、地域の伝統芸能を担っていきたいと考える県民の割合が低いことなどがわかりました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下での文化芸術活動の継続等の課題も見えてきました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い実施された文化プログラムについては、「ちば文化資産」<sup>4</sup>など地域の文化的魅力の再認識や、音楽を通じた共生社会の実現を目指す公演等の取組がなされたことから、それらのレガシーの活用が求められています。

なお、国及び県の文化施策の動向として次のようなものが挙げられます。

#### (1) 「文化芸術振興基本法」の改正及び「文化芸術推進基本計画—文化芸術の『多様な価値』を活かして、未来をつくる—」の策定

平成29年6月に、「文化芸術振興基本法」が一部改正され、法律の名称が「文化芸術基本法」に改められました。

この改正は、文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。地方公共団体において、その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

また、法改正により、新たに国に「文化芸術推進基本計画」の策定が義務付けられたことから、文化芸術の本質的価値及び社会的経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、「文化芸術立国」の実現を目指した新計画が、平成30年3月に策定されました。

#### (2) 「文化財保護法」の改正等

平成30年6月に、「文化財保護法」が改正されました。この改正は、喫緊の課題である過疎化、少子高齢化等に起因する文化財の滅失や散逸等の防止や、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進を図ることを目的としています。これにより、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとなり、本県でも、県全体で文化財保護に取り組むため、令和2年10月に「千葉県文化財保存活用大綱」を策定し、文化財の保存・活用の基本的な方向性を示しました。

さらに、令和3年4月にも同法の改正が行われ、社会の変化に対応し、文化財の幅広い保

---

<sup>4</sup> ちば文化資産：県内の文化資産のうち、県民参加により選定した、多様で豊かなちば文化の魅力の特徴づけるモノやコトで、伝統的なものに限定せず、現代建築や景観等、様々なものが含まれます。(資料編70～71ページ)

存・活用を図るため、国の文化財登録制度の拡充及び地方公共団体による登録制度が法制化されました。

### (3) 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の制定

平成30年10月に、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が公布、施行されました。この条例は、文化芸術に関する施策に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的としています。

また、この条例の制定により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画の策定が県に義務付けられました。

### (4) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定

平成30年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられました。これを受け、平成31年3月に、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化や、地域における障害者の作品等の発表等を基本的な方針とし、国が総合的かつ計画的に実施すべき施策等に関する計画が策定されました。

### (5) 「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」の策定

平成30年6月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されたことにより、地方公共団体において、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定することが努力義務として課されました。これを受けて本県でも、令和3年3月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」を策定しました。

### (6) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和2年5月に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、文化観光拠点を中核とした地域における文化観光を推進するための措置等について定めたものです。

### (7) 「著作権法」等の改正

平成31年1月（一部は令和2年4月）に、「著作権法」が一部改正され、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備や、教育の情報化に対応した権利制限規定等が整備されました。また、令和3年1月に「著作権法およびプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」が改正され、漫画などの海賊版対策を強化し、インターネット上に無断で公開された全著作物を対象に、違法だと知りながらダウンロードする行為が規制されました。

## 2 「第2次ちば文化振興計画」の総括

### (1) 前計画の社会的背景及び施策の柱

前計画では、次の社会背景のもと、文化芸術活動の振興はもとより、他分野とのかかわりによる波及効果を重視し、まちづくりや観光・産業など様々な分野における文化芸術の活用を推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を文化振興施策推進の一層の契機とした様々な取組を通じ、心豊かに暮らせる活力ある地域社会を実現することを目標としました。

そのために、5つの施策の柱を立て、各種取組を行い、進捗状況については、「ちば文化芸術振興懇談会」における有識者からの意見聴取や千葉県総合計画の施策評価制度により評価し、その結果を公表しました。

#### ア 社会的背景

- 少子高齢化による地域コミュニティの衰退と担い手不足など
- 子ども・若者が文化芸術に親しむ機会の充実や、地域の芸術や祭りの継承・保存が求められている
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化振興と地域活性化への期待

#### イ 施策の柱

- 柱1 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり
- 柱2 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり
- 柱3 ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出
- 柱4 総合的な推進のための支援・連携体制の構築
- 柱5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

### (2) 前計画の指標

前計画で掲げた指標は、次のとおりの結果でした。

指標名	実績					目標
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
この1年間に文化芸術に触れた県民の割合	63.4%	59.1%	59.9%	67.4%	69.5% (※)	70.0%

※ 令和2年度は、オンラインでの鑑賞も含まれています。

文化芸術に触れた県民の割合は、目標の70.0%に対し、前年度の実績を下回った年があるものの、69.5%とほぼ目標を達成しました。

本指標は県政世論調査（「3 各種調査の結果（抜粋）」参照。）の結果ですが、「文化芸術」の範囲を狭く捉えている人が多いと考えられたため、設問の「文化芸術」の例示を工夫したこと、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、県及び市町村で文化事業を積極的に実施したことから、実績が伸びたと考えられます。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止も多くありましたが、設問で、新たな芸術鑑賞の手法として取り組まれているオンラインで

の鑑賞を対象に加えることを明記したこともあり、実績値は前年度より上昇しました。

一方、県が県政世論調査とは別に令和元年度に実施した県アンケート調査（「3各種調査の結果（抜粋）」参照。以下、「県アンケート調査」という。）では、約2割の県民が「催し物の情報が得られない」ことを理由に文化芸術に触れていないと回答していることから、周知方法や事業内容の更なる工夫が必要です。

### （3）前計画における5つの施策の柱ごとの成果と課題

#### 【施策の柱1】

#### 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり

文化芸術活動を行う人々の自主性や創造性が十分尊重されるとともに、いつでもどこでも誰でも等しく文化芸術に触れ親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、県立文化施設における演奏会や展覧会等の実施により、様々な機会を提供しました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
文化会館・ 美術館・博物館の 入館者数（※1）	3,499,748 人	4,048,532 人	4,266,706 人	3,360,688 人	1,823,134 人	増加を 目指す
学校における 文化芸術活動の 取組事例（※2）	小学生が市内の美術館を訪問する美術鑑賞教室、公益財団法人千葉交響楽団を学校等に派遣する「学校音楽鑑賞教室」の開催、県指定無形民俗文化財を活用した郷土芸能の指導、郷土玩具の制作体験等、多彩な取組が行われました。					

※1 県内の文化会館における主催事業の入場者数及び美術館・博物館における全入場者数の合計。

※2 「第2次ちば文化振興計画」の進捗管理においては、県内の文化芸術活動の状況を把握できる定性的な項目について、毎年度、市町村・文化施設・庁内を対象とした調査により事例を収集し、ちば文化芸術振興懇談会や県のホームページ等において公表しました。（以下、柱の2から5についても同様。）

入館者数は平成30年度までは増加傾向でしたが、令和元年度は、台風や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休館の影響により、入館者が減少しました。

今後も、様々な要因で、施設に人が集まることができない状況が起こり得ることから、どのような状況下でも文化芸術の鑑賞・活動を継続できるような環境づくりが求められています。

県アンケート調査では、「施設などで文化芸術を鑑賞（体験）しなかった理由」として、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける時間がない」が最も多く、次いで「興味のある内容の催しがない」との回答結果となりました。

子育て中や働き盛り世代でも関心を持ち、参加できるよう、事業内容の充実のほか、文化施設以外でも文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。

## 【施策の柱2】

### 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり

県では、郷土への愛着を育み、アイデンティティーが醸成されるよう、県立文化施設において伝統文化を体験する機会を提供しました。また、「日本遺産」<sup>5</sup>の活用等により、担い手の育成、伝統文化や文化財の保存・継承、文化資源を活用した地域の活性化に努めました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
県立文化会館・美術館・博物館における伝統文化体験事業の参加者数	4,473 人	6,001 人	7,374 人	7,862 人	1,327 人	増加を目指す
市町村等における文化資源を活用した取組事例	平成28年4月に「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」が日本遺産に認定されたことを受け、「北総四都市江戸紀行活用協議会」が組織され、案内冊子の作成やホームページ等による積極的なPR活動が行われました。また、文化財である建造物を会場としたコンサート、ツアーや文化財のガイド作成等が行われました。					

県立文化会館・美術館・博物館で実施された伝統文化体験事業の参加者数は、年々増加しており、伝統文化への理解と関心を高めることに寄与していると考えられますが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が減少しました。

一方で、「県アンケート調査」では、「自分が住んでいる地域の伝統芸能に担い手として参加しているか、又は参加したいか。」という設問に対し、「参加しているが今後は続けたいとは思わない」、「参加していないし今後参加したいとも思わない」という回答が約6割と多く、また、その理由は、「知っているが興味がない、又は楽しくない」という回答が約3割と最も多かったことから、県民が地域固有の伝統文化へ関心を持ち、参加したくなるような工夫が必要です。

また、令和元年度は台風15号で被災した文化財も多かったことから、地震や台風等の風水害への対策も課題となっています。

<sup>5</sup> 「日本遺産」：文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援しています。本県では令和4年3月時点で「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的な町並み群～」が認定されています。

### 【施策の柱3】

#### ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出

地域の魅力を再認識するきっかけとなるよう、「ちば文化」の魅力を発信しました。また、多様な文化芸術の発展を図るため、若者の文化芸術活動等への支援を行いました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
「ちば文化交流ボックス」 <sup>6</sup> へのアクセス件数	579,268 件	514,130 件	731,532 件	796,000 件	649,219 件	増加を 目指す
多様な文化や創造活動への市町村等の取組事例	街中を会場とした演奏機会の提供、アニメソングやコスプレ等のポップカルチャーに関するイベントの開催等が行われました。また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、動画配信により発表や鑑賞の機会を提供する取組もありました。					

県のホームページ内の「ちば文化交流ボックス」へのアクセス件数は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムに関連するコンテンツの増加等により増加しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により多数の事業が中止となったことから、前年度の実績を下回りました。大会終了後も、本県の文化資源への関心を持ち続けていただくためには、大会の文化プログラムに代わるコンテンツの充実が必要です。

また、県アンケート調査では、県が取り組むべき文化施策に対する意見として、積極的・効率的な広報・情報発信を求める声が多く寄せられたことから、発信力の更なる向上のため、情報の精査や内容の工夫が必要です。それとともに、SNSを含めたインターネットでの広報活動の充実のほか、紙媒体の活用も含め、発信する内容・対象者に合わせて適切なツールを活用していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、情勢の変化に応じて、県の方針や国の支援制度等の周知を適切に行い、活動の継続を支援していくことも重要です。

<sup>6</sup> 「ちば文化交流ボックス」：イベント情報、県民の日、県内の公立文化施設、助成制度や文化資源等、文化芸術に関する情報を集めた千葉県ホームページ。



## 【施策の柱4】

### 総合的な推進のための支援・連携体制の構築

県内の公立文化会館において、地域におけるネットワークや支援体制の構築のための意見交換の場の設置が進みました。

また、県においては、市町村の文化施設関係者向けに研修を行ったほか、多様な支援体制の構築のため、文化芸術分野のボランティアと希望者のマッチングを行いました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
地域との連携等を目的とした意見交換の場を設けている文化会館の割合	30.2%	30.6%	45.0%	49.2%	24.6%	50.0%
福祉・観光・産業分野等での文化芸術の活用事例	病院等におけるコンサートの実施、障害のある子どもたちと地域の子どもたちが和太鼓等の伝統芸能に親しむ教室の開催、寺社等を巡り「波の伊八」の作品を鑑賞するツアーや、醤油醸造業や江戸時代の藩の歴史を背景にした名所・旧跡を紹介するガイドブックの作成等、多彩な取組が行われました。					

地域との連携等を目的とした意見交換の場を設けている文化会館の割合は増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少しました。

しかしながら、人が集まることが制限される状況にあっても、地域で活動する団体や住民が、施設を自分達の地域の資源と捉え、支援者となることで、より一層の文化芸術活動の活性化につながることから、多様な関係者との情報交換や連携に、引き続き取り組むことが重要です。

また、施設の老朽化への対応、新型コロナウイルス感染症対策、限られた予算・人員での事業運営等、各施設に共通する課題もあることから、市町村の文化施設関係者を対象とした研修の開催等により、施設間のネットワーク構築による情報共有や事業連携等が必要になります。

## 【施策の柱5】

### 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを観光等様々な分野と連携して実施することで、本県の文化的魅力を発信し、県内の文化芸術の振興を図りました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
千葉県での「公認文化オリンピックアード」 <sup>7</sup> に参加したアーティストの人数(累計)	380 人	18,525 人	36,341 人	53,600 人	54,302 人	増加を目指す
千葉県での「公認文化オリンピックアード」の参加者からの「ちば文化」の魅力についての意見	<p>県が開催した「千葉・県民音楽祭」や「ちばアート祭<sup>さい</sup>」等の文化プログラムにおいて、参加者や来場者へアンケートを行いました。「生徒たちはステージに立つ喜び、充実感を知り、演奏会後の振り返りでは『来年も音楽部を続けたい』と話す子どもが増えました。」、「千葉県民ですが、知らない場所や文化を知ることができた。」、「子どもがアートに触れる好機になった。」等の意見が寄せられました。</p>					

千葉県での「公認文化オリンピックアード」に参加したアーティストの人数について、平成28年度は文化プログラムの本格実施前のため多くありませんでしたが、平成29年度から令和元年度にかけては、文化プログラムの事業数増加に伴って参加人数も伸び、大会開催に向けた機運醸成が図られてきました。

県でも、障害のある人もない人も共に出演者として参加する「千葉・県民音楽祭」や、ちばの文化的魅力を集めた「ちば文化資産」をテーマとした絵画・写真作品の募集・展示等を行う「ちばアート祭」を実施し、より多くの人々が参加・交流できる機会を創出してきました。

大会終了後は、これらの取組で得られたレガシーを活用し、本県の文化芸術活動の活性化につなげていくことが必要です。

<sup>7</sup> 「公認文化オリンピックアード」：「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム。自治体や非営利団体などが、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の認証を受け、オリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら、東京2020大会に向けた参画、機運醸成及び大会後のレガシー創出に向けた文化分野のイベント・事業を実施しました。



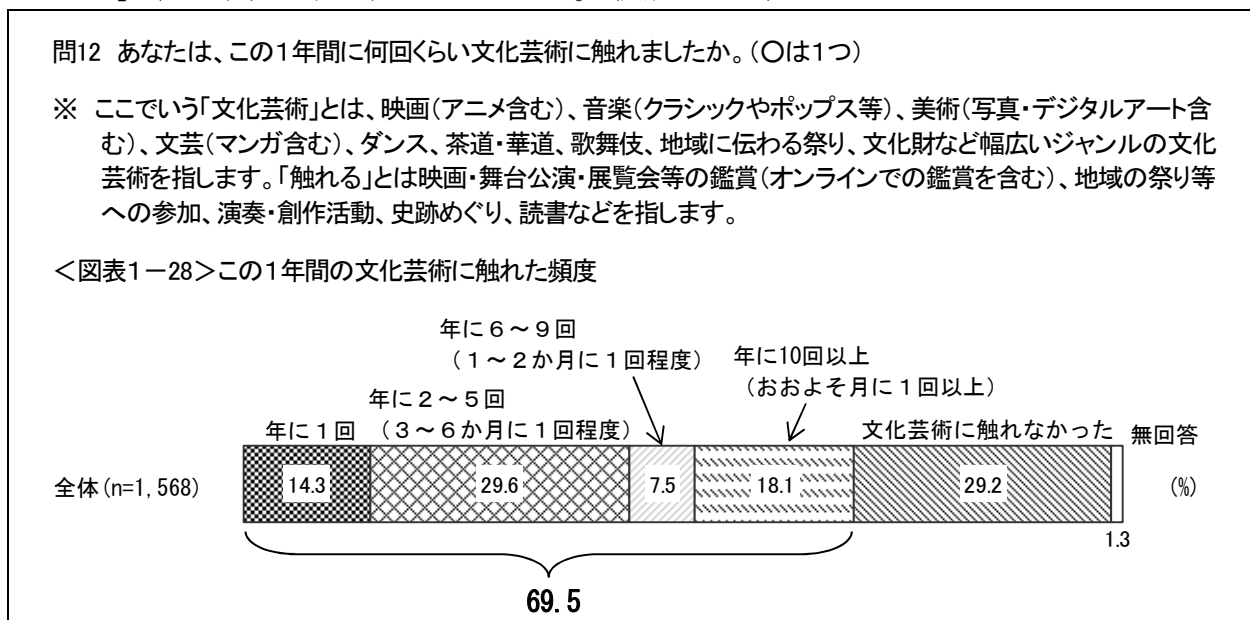
### 3 各種調査の結果（抜粋）

県民や文化芸術団体等を対象とした調査の結果は次のとおりでした。なお、これらのデータは、「第2章 2『第2次ちば文化振興計画』の総括」及び新たな計画策定に向けた検討において参考としました。

#### (1) 県民を対象とした調査

##### ア 令和2年度第60回「県政に関する世論調査」（抜粋）

この1年間の文化芸術に触れた頻度の調査結果については、「年に1回」（14.3%）、「年に2～5回（3～6か月に1回程度）」（29.6%）、「年に6～9回（1～2か月に1回程度）」（7.5%）、「年に10回以上（おおよそ月に1回以上）」（18.1%）の4つを合わせた『触れたことがある（計）』（69.5%）が約7割と高い結果となりました。一方、「文化芸術に触れなかった」（29.2%）が約3割となりました。（図表1-28）



#### 【参考】平成30年度・令和元年度の類似の項目による調査結果との比較(単位: %)

以下のグラフは、平成30年度・令和元年度調査において、「あなたは、県内の施設などで（※）この1年間に何回くらい文化芸術に触れましたか。（○は1つ）」と質問した結果を参考に示したものです。また、令和元年度・令和2年度にそれぞれ「文化芸術」の説明を変更しました。（変更箇所下線）

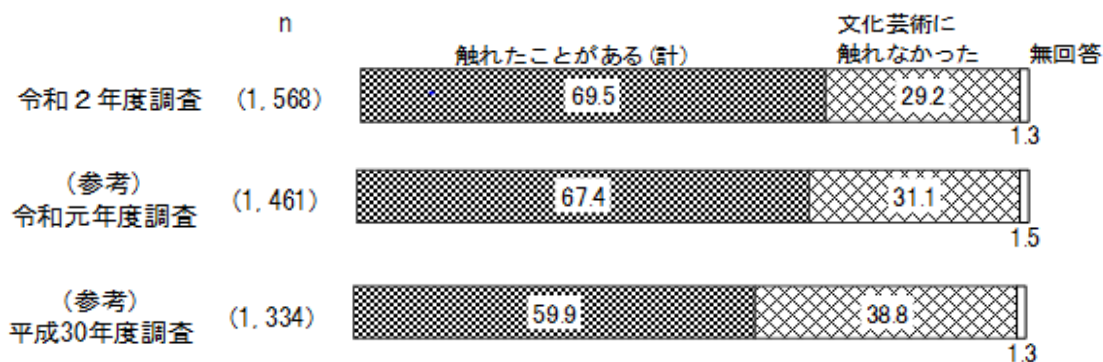
〔※ 平成30年度・令和元年度の調査において「県内の施設などで」と質問していましたが、「文化芸術に触れる」行為はオンラインでの鑑賞や祭り等への参加など、施設における鑑賞や体験にとどまらないことから、令和2年度の調査においては、「県内の施設などで」という限定を外しました。〕

平成30年度の説明は以下のとおりでした。

「ここでいう『文化芸術』とは、映画（アニメ含む）、音楽（クラシックやポップス等）、美術、文芸（マンガ含む）、茶道・華道、芸能、文化財など幅広いジャンルの文化芸術を指します。『触れる』とは映画・舞台公演・展覧会等の鑑賞、祭り等への参加、演奏・創作活動、史跡めぐり、読書などを指します。」

令和元年度の説明は以下のとおりでした。

「ここでいう「文化芸術」とは、映画（アニメ含む）、音楽（クラシックやポップス等）、美術（写真・デジタルアート含む）、文芸（マンガ含む）、ダンス、茶道・華道、歌舞伎、地域に伝わる祭り、文化財など幅広いジャンルの文化芸術を指します。「触れる」とは映画・舞台公演・展覧会等の鑑賞、祭り等への参加、演奏・創作活動、史跡めぐり、読書などを指します。」



## イ 「令和元年度文化芸術の振興に関するアンケート調査」(抜粋)

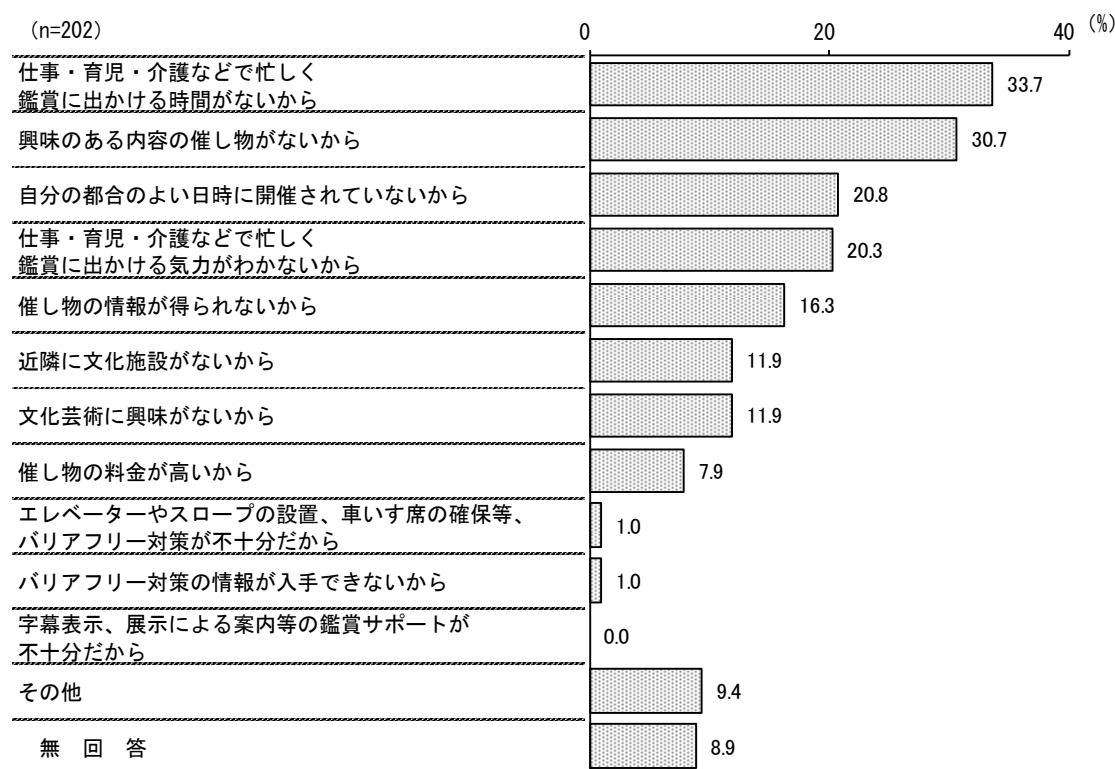
### (ア) 施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由

「昨年度に施設などで鑑賞(体験)しなかった方」202人を対象に、その理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける時間がないから」(33.7%)が3割台半ばと最も高く、以下「興味のある内容の催し物がないから」(30.7%)、「自分の都合のよい日時に開催されていないから」(20.8%)、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける気がわからないから」(20.3%)となりました。

【問1で「23鑑賞しなかった」に回答した方に】または【問3で「1」～「10」「13」に回答がない方に】

問8 あなたが昨年度、施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由はなんですか。(〇は3つまで)

<図表 I-1-14> 施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由



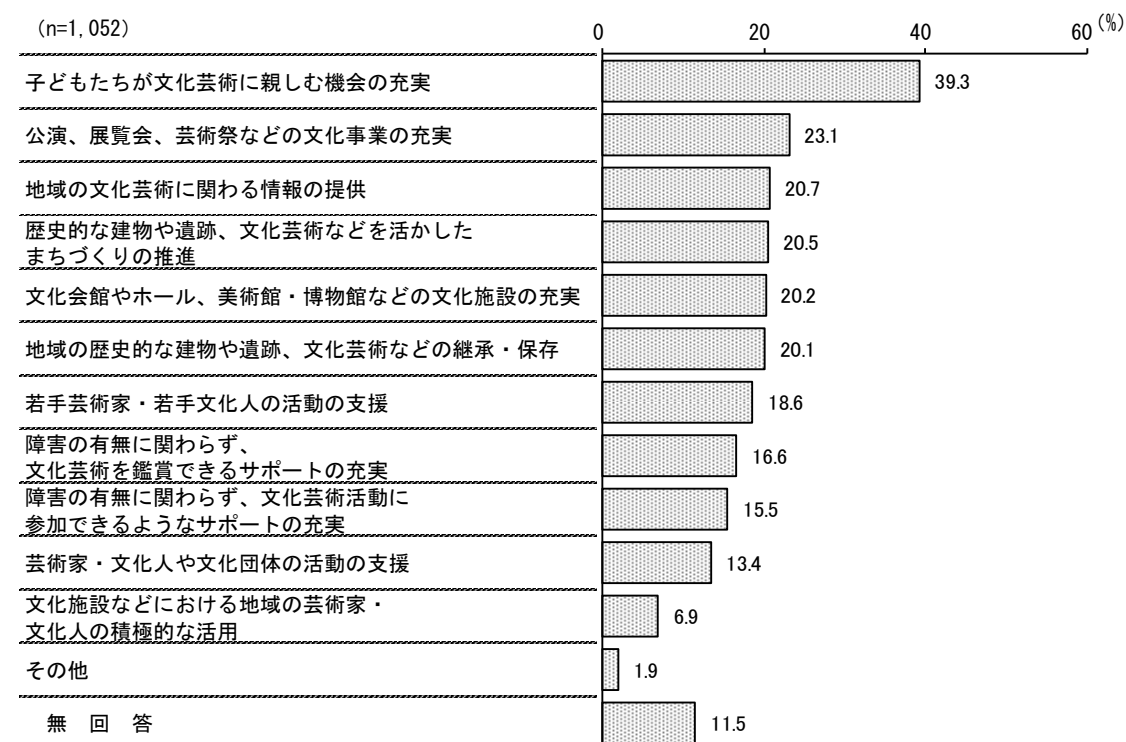
## (イ) 県が積極的に取り組むべき分野

本県の文化芸術を振興するために県が積極的に取り組むべき分野を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(39.3%)が約4割で最も高く、以下「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」(23.1%)、「地域の文化芸術に関わる情報の提供」(20.7%)、「歴史的な建物や遺跡、文化芸術などを活かしたまちづくりの推進」(20.5%)、「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(20.2%)、「地域の歴史的な建物や遺跡、文化芸術などの継承・保存」(20.1%)となりました。

問 24 千葉県文化芸術を振興するために、県が積極的に取り組むべき分野はどのようなことだと思いますか。

(○は3つまで)

<図表 I-6-1> 県が積極的に取り組むべき分野



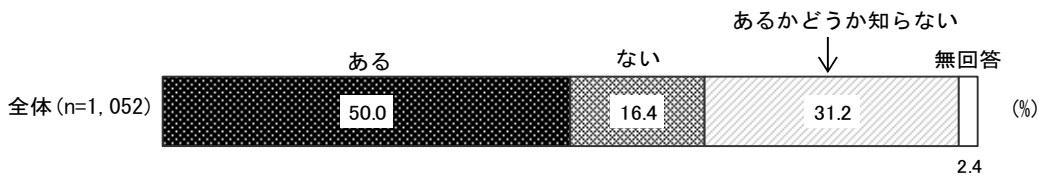
(ウ) 居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

お住まいの地域で継承されている伝統芸能があるかを聞いたところ、「ある」(50.0%)が5割を占め、「あるかどうか知らない」(31.2%)が3割を超えました。

また、「お住まいの地域で継承されている伝統芸能がある方」526人を対象に、担い手(出演、みこしの担ぎ手、裏方等)として参加の有無と今後の意向を聞いたところ、「参加していないし、今後参加したいとも思わない」(57.2%)が約6割と最も高い結果となりました。その一方で、「参加しているし、今後も続けたいと思う」(15.0%)は1割台半ばとなりました。

問 16 あなたが住んでいる地域では、継承されている祭り、踊り、笛・太鼓の音楽等の伝統芸能がありますか。  
(○は1つ)

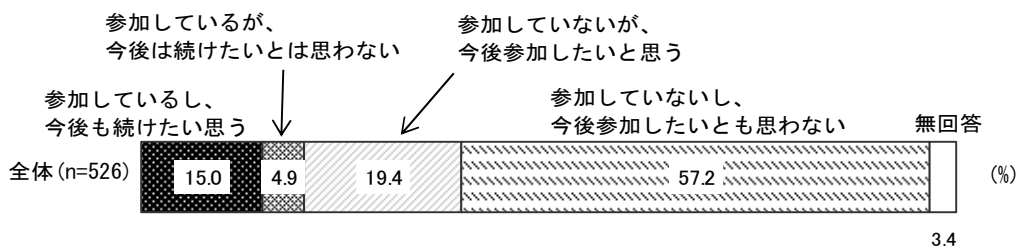
<図表 I-3-1> 居住地域における継承されている伝統芸能の有無



【問 16 で「1. ある」に回答した方に】

問 17 あなたは、自分が住んでいる地域の伝統芸能に担い手(出演、みこしの担ぎ手、裏方等)として参加していますか。または参加したいと思いますか。(○は1つ)

<図表 I-3-3> 居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

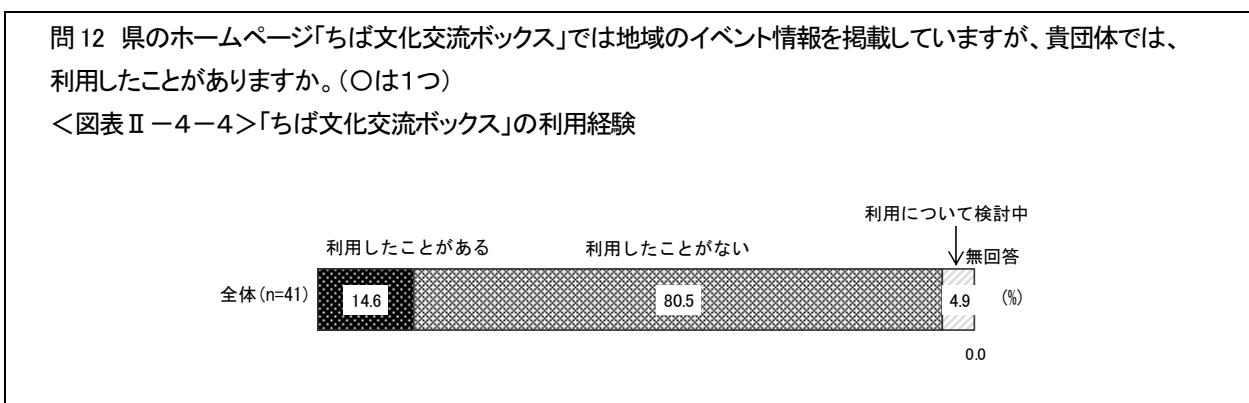


(2) 文化芸術団体を対象とした調査(「令和元年度文化芸術の振興に関するアンケート調査」(抜粋))

千葉県内の文化芸術関連団体(千葉県芸術文化団体協議会加盟団体及び県域で活動する文化芸術団体)を対象とした調査の結果は以下のとおりでした。

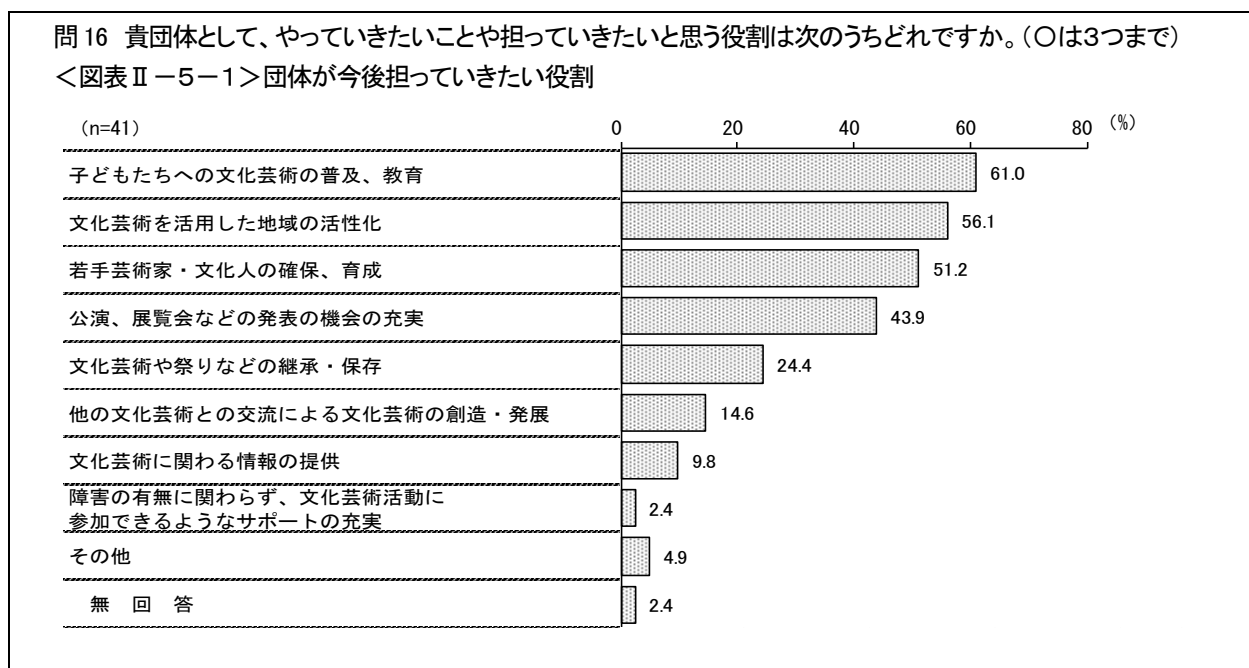
ア 「ちば文化交流ボックス」の利用経験

県内の文化芸術に関する情報を総合した県のホームページである「ちば文化交流ボックス」の利用経験を聞いたところ、「利用したことがある」(14.6%)が1割台半ばとなっています。また、「利用したことがない」(80.5%)は約8割となっています。



イ 団体が今後担っていききたい役割

団体が今後担っていききたい役割を聞いたところ、「子どもたちへの文化芸術の普及、教育」(61.0%)が6割を超えて最も高く、以下「文化芸術を活用した地域の活性化」(56.1%)、「若手芸術家・文化人の確保、育成」(51.2%)、「公演、展覧会などの発表の機会の充実」(43.9%)となりました。



## ウ 文化芸術振興のために県が担う役割

本県の文化芸術を振興するために県が担う役割を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(51.2%)が5割を超えて最も高く、以下「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(46.3%)、「芸術家・文化人や文化団体の活動の支援」(41.5%)となりました。

問 19 千葉県文化芸術を振興するために、県が担う役割はどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

<図表Ⅱ-6-1> 振興のために県が担う役割

